

一〇月三十一日は該当者交渉(処遇改善)及び人事院交渉を予定しています。
多数の参加で自らの要求を伝えよう！

短期掛金率の引き上げは容認できない！ 10/2の運営審議会で事務局より引き上げ提案

審議案件・「短期掛金率」について(要旨)

○今年度4月から6月の実績をもとに、平成24年度の収支予想を行った結果、収入354.8億円(昨年度比較▲26.2億円)に対し、支出399.6億円(昨年度比較増31.8億円)となっており、今年度においては剰余金で補填できるが、平成25年度末で19億円の欠損金が生じる予想。

○上記の主な要因は、給与特例法案によって大幅に収入が減ったことと、職員の高齢化によって、医療費及び高齢者等拠出金が増大していること。

○短期積立金については、これまで事業費の1割程度の40億円を基本としていたが、給与特例法の影響がある間は、組合員負担を考慮し20億円に圧縮している。

○短期積立金を20億円とした場合、平成25年度の引上率は7% (37.8%→44.8%)に相当。これは共済組合員の平均(標準報酬月額470千円)で、月3,290円、年間52,640円の負担増に相当。

一〇月二日、国土交通共済組合の「平成二五年度事業計画及び予算の大綱(案)」の作成に向けて、事前の意見聴取の場として運営審議会が開催されました。審議案件は、財政難を理由とした平成二五年度の短期掛金率引き上げに向けての事前提案でした。

同運営審議会には、国土交通労働組合から澤田中央執行副委員長、西東京気象支部委員長の2名が出席し、労働組合の立場から「引き上げは容認できない」などの意見を表明しました。事務局より示された、短期掛金率についての提案内容は左表のとおりです。

審議では、組合代表から、「給与特例法案は二年の期限付き措置であり、短期積立金の内容を精査するなど、引き上げを回避することも含めて改めて検討すべき。」「短期経理の収支では、医療費・高齢者等拠出金が年々増大する傾向にある。定員削減等に伴い、いびつな組織実態を作り出した。政府の政策が一因がある。高齢者等拠出金などに国の財政支援を求め、働きかけを強めるべき。」との指摘を行っていますが、事務局は支出増を理由に引き上げの姿勢を崩していません。

国土交通労働組合は、これまでの運営審議会においても、労働組合の立場で職場の代表として福利厚生充実と共済掛金の負担軽減を訴えてきました。昨年度においては、費上げがなかなか実現しない状況の下で、

また、今回の引き上げ案の元凶となっている給与特例法案に対しては、「費下げ訴訟」の勝利に向けて、「後期高齢者医療制度改革」・「社会保障と税の一体動」を強めていくものとし、

また、今回の引き上げ案は、運営審議会において職場の声を代表し、福利厚生、国の責任として求められています。

今回の短期掛金率の引き上げについても、政府が強行した給与特例法案と後期高齢者制度のありを受け、はありませぬ。

引き続き国土交通労働組合は、運営審議会において職場の声を代表し、福利厚生、国の責任として求められています。

財務省が宿舍使用料の大幅引き上げを画策 賃下げ、人減らしに加え宿舍費値上げは許せない！

宿舍使用料算定基礎		
法律に定める算定要素	引上げ(案)	現行使用料
①建設費用の償却額	○ 過去47年間の建設費及び前計画において算定された建設費について定額法(償却率2%)、償却年数(47年)を基準に算出(○固定)	○ 過去47年間の建設費について定額法(償却率10%、償却年数47年)を基準に算出(○固定)
②修繕費	○ 前計画において長寿命化することとされた重点に係る耐震改修費等	○ (高左)
③地代	○ 土地の市町村交付金(土地の固定資産税見合)	○ (高左)
④火災保険料	○ 過去5年間の損害実績の平均	○ (高左)
⑤法108条1項に規定する居住の条件	● 建設費用の償却額、改修費及び建物借料の合計額から借家権相当(30%)を控除	● 建設費用の償却額、修繕費、火災保険料及び市町村交付金(建物)の合計額から借家権相当(30%)を控除
⑥その他の事情	○ 建物及び工作物の市町村交付金(建築物等の固定資産税見合)	○ (高左)
	○ 維持管理費用 ○ 過去5年間の管理人員費用等の平均	-
	○ 土地建物借料等 借家権の借料等	-
	○ 人件費 借家権を担担する職員の給与額	-
	○ 土地の借家費用 土地台帳価格に借家費用率(借賃金利相当(12%)を乗じた金額【全額算入】)	-
	○ 土地台帳価格に借家費用率(借賃金利相当(12%)を乗じた金額【全額算入】)	-

【その他】
※地域手当の支給区分ごとに算定。
※経年による減額の開始時期を5年経過後から15年経過後に変更。
2012.9.28財務省提示資料より作成

が、情勢が変わり通用しなくなってきた。最低限の宿舍の福利厚生目的には、無き、税金投入を無くすという方針。なんとか宿舍を維持するために値上げが必須。

●「宿舍使用料算定基礎」(別表)について、これまで使用料に含まれていなかった耐震改修費や維持管理費用、土地建物借料、人件費等が加わり、建設費用の償却額計算や土地の機会費用の計算が変わる。これら管理のために必要な使用料総額は年間約五八〇億円であり、現在の使用料は年二八〇億円、つまり全体では二倍近い引き上げになる。「(宿舍使用料の見直し)(案)」(のとおり)の引上げで平均して八割程度の引き上げ額になる。

●経年による減額開始を現在の五年経過後から一五年経過後(その後五年単位)に変更する。

●駐車場使用料も引き上げるため、都心では平面駐車場に二、五割、三層程度の引き上げになる。

●使用料引き上げ時期について、現時点でいつからとお示しできる状況ではない。

重要労働条件利用者の意見を聞け！

国労連からは、宿舍賃下げ、人減らしに加え、宿舍費値上げは許せない！というところ、例えは二三区の規格は六万三千元というところで、民間と比べると安い。不可避の対応と

民間の賃料水準と比較すると、例えは二三区の規格は六万三千元というところで、民間と比べると安い。不可避の対応と

●昨年一二月に「国家公務員宿舍の削減計画のボイント」が決定され、今後個別に検討とされていた宿舎について、一、一月半ばまでに整理して公表しないといける。値上げ幅についても同時に公表する予定。

●今後五年を目前に、現在の二一・八万戸から五・六万戸程度削減し、二〇一六年度から一六・三万戸で運用できるようにする。使用料の値上げ幅は、二〇一六年度以降の戸数等において使用料のみで宿舍を管理・維持できる水準に含める。国家公務員宿舎の性格を「民間社宅と同水準」としてきた

宿舍使用料の見直し(案)

1. 引上げの考え方
● 削減に際し、維持管理等に係る支出に概ね相当する額を確保する水準まで引き上げを行う。

2. 引上げ内容(案)

区分	削減前(案)		引上げ後(案)		削減率(案)	
	算定額	削減率	算定額	削減率	削減率	削減率
修繕費	13	11	16	8	38	73%
地代	43	39	60	28	47	80%
火災保険料	82	78	147	85	88	88%

3. 削減に際しての留意事項

区分	削減前(案)		引上げ後(案)		削減率(案)	
	算定額	削減率	算定額	削減率	削減率	削減率
修繕費	8	6	11	3	58	8%
地代	29	26	38	10	24	83%
火災保険料	34	38	85	31	48	57%

※金額は概算額 2012.9.28財務省提示資料より作成